

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

判 事	区 分				最 高 裁 判 所 長 官	最 高 裁 判 所 判 事	東 京 高 等 裁 判 所 長 官	そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	報 酬 月 額
	四 号	三 号	二 号	一 号					
	八 一 八、 〇〇〇 円	九 六 五、 〇〇〇 円	一、〇 三 五、 〇〇〇 円	一、一 七 五、 〇〇〇 円	一、三 〇 二、 〇〇〇 円	一、四 六 六、 〇〇〇 円	一、四 〇 六、 〇〇〇 円	一、三 〇 二、 〇〇〇 円	

判 事 補												
九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号
二五五、一〇〇円	二七七、三〇〇円	二八七、五〇〇円	三〇四、七〇〇円	三一九、八〇〇円	三四一、六〇〇円	三六四、九〇〇円	三八七、八〇〇円	四二一、五〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円

簡
易
裁
判
所
判
事

十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十 二 号	十 一 号	十 号
三一九、八〇〇円	三四一、六〇〇円	三六四、九〇〇円	三八七、八〇〇円	四二一、五〇〇円	四三八、九〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	二三三、四〇〇円	二三九、四〇〇円	二四六、二〇〇円

十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号	十七号
三〇四、七〇〇円	二八七、五〇〇円	二七七、三〇〇円	二五五、一〇〇円	二四六、二〇〇円	二三九、四〇〇円	二三三、四〇〇円

附 則

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(給与の内払)

- 2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に

基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
区分	報酬月額	区分	報酬月額
最高裁判所長官	二、〇一〇、〇〇〇円	最高裁判所長官	二、〇一〇、〇〇〇円
最高裁判所判事	一、四六六、〇〇〇円	最高裁判所判事	一、四六六、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	一、四〇六、〇〇〇円	東京高等裁判所長官	一、四〇六、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	一、三〇二、〇〇〇円	その他の高等裁判所長官	一、三〇二、〇〇〇円
一 号	一、一七五、〇〇〇円	一 号	一、一七五、〇〇〇円
二 号	一、〇三五、〇〇〇円	二 号	一、〇三五、〇〇〇円
三 号	九六五、〇〇〇円	三 号	九六五、〇〇〇円
四 号	八一八、〇〇〇円	四 号	八一八、〇〇〇円

判 事 補									判 事			
九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号
二五五、一〇〇円	二七七、三〇〇円	二八七、五〇〇円	三〇四、七〇〇円	三一九、八〇〇円	三四一、六〇〇円	三六四、九〇〇円	三八七、八〇〇円	四二一、五〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円

判 事 補									判 事			
九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号
二五四、一〇〇円	二七六、五〇〇円	二八六、八〇〇円	三〇四、一〇〇円	三一九、二〇〇円	三四一、二〇〇円	三六四、五〇〇円	三八七、四〇〇円	四二一、一〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円

簡易裁判所判事												
十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号
三一九、八〇〇円	三四一、六〇〇円	三六四、九〇〇円	三八七、八〇〇円	四二一、五〇〇円	四三八、九〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	二三三、四〇〇円	二三九、四〇〇円	二四六、二〇〇円

簡易裁判所判事												
十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号
三一九、二〇〇円	三四一、二〇〇円	三六四、五〇〇円	三八七、四〇〇円	四二一、一〇〇円	四三八、五〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	二三三、四〇〇円	二三八、五〇〇円	二四五、二〇〇円

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号
二三三、四〇〇円	二三九、四〇〇円	二四六、二〇〇円	二五五、一〇〇円	二七七、三〇〇円	二八七、五〇〇円	三〇四、七〇〇円

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号
二三三、四〇〇円	二三八、五〇〇円	二四五、二〇〇円	二五四、一〇〇円	二七六、五〇〇円	二八六、八〇〇円	三〇四、一〇〇円

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

法 務 省

1 改正の必要性及び趣旨

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額を改定する必要がある。

2 法律案の内容

一般の政府職員の給与改定（民間の給与水準に合わせた給与月額の引上げ）に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額を次のとおり引き上げる。

行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の俸給に準ずる裁判官及び検察官

判事補 1 号～12 号，簡易裁判所判事 5 号～17 号

検事 9 号～20 号，副検事 3 号～17 号 0.09%～0.52%

※ 特別職の職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給に準ずる裁判官及び検察官については改定なし

3 施行期日等

公布の日から施行，平成30年4月1日から適用

裁判官報酬法の一部を改正する法律案
検察官俸給法の一部を改正する法律案

—御説明資料—

平成30年8月
法 務 省

目 次

○給与勧告の骨子 1

○裁判官・検察官の報酬・俸給月額等対比表（対応金額スライド方式） . . 3

○判事補 1 1 号の報酬月額及び検事 1 9 号の俸給月額の改定案等及び初任層
に係る改定額について 4

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査（完了率88.2%）

＜月例給＞ 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16%〔行政職(一)…現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳〕
〔俸給 583円 はね返し分(注) 72円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

＜ボーナス＞ 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.40月）

2 給与改定の内容と考え方

＜月例給＞

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

＜ボーナス＞

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

〔実施時期〕

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

裁判官・検察官の報酬・俸給月額等対比表（対応金額スライド方式）（３０年４月較差改正）

官職・号俸				報酬・俸給月額			
裁判官		検察官		現行（円）	改正案（円）	増額率	差額
最高裁長官				2,010,000	2,010,000	0.00%	0
最高裁判事		検事総長		1,466,000	1,466,000	0.00%	0
東京高裁長官				1,406,000	1,406,000	0.00%	0
その他の高裁長官		東京高検検事長		1,302,000	1,302,000	0.00%	0
		次長検事 その他検事長		1,199,000	1,199,000	0.00%	0
判 1		検 1		1,175,000	1,175,000	0.00%	0
判 2		検 2		1,035,000	1,035,000	0.00%	0
判 3	簡 特	検 3		965,000	965,000	0.00%	0
判 4	簡 1	検 4		818,000	818,000	0.00%	0
判 5	簡 2	検 5		706,000	706,000	0.00%	0
判 6	簡 3	検 6	副・特	634,000	634,000	0.00%	0
判 7	簡 4	検 7	副 1	574,000	574,000	0.00%	0
判 8		検 8	副 2	516,000	516,000	0.00%	0
	簡 5		副 3	438,500	438,900	0.09%	400
補 1	簡 6	検 9	副 4	421,100	421,500	0.09%	400
補 2	簡 7	検 10	副 5	387,400	387,800	0.10%	400
補 3	簡 8	検 11	副 6	364,500	364,900	0.11%	400
補 4	簡 9	検 12	副 7	341,200	341,600	0.12%	400
補 5	簡 10	検 13	副 8	319,200	319,800	0.19%	600
補 6	簡 11	検 14	副 9	304,100	304,700	0.20%	600
補 7	簡 12	検 15	副 10	286,800	287,500	0.24%	700
補 8	簡 13	検 16	副 11	276,500	277,300	0.29%	800
補 9	簡 14	検 17	副 12	254,100	255,100	0.39%	1,000
補 10	簡 15	検 18	副 13	245,200	246,200	0.41%	1,000
補 11	簡 16	検 19	副 14	238,500	239,400	0.38%	900
補 12	簡 17	検 20	副 15	232,400	233,400	0.43%	1,000
			副 16	221,000	222,100	0.50%	1,100
			副 17	213,200	214,300	0.52%	1,100

判事補 11 号の報酬月額及び検事 19 号の俸給月額の改定案等及び初任層に係る改定額について

1 判事補 11 号の報酬月額及び検事 19 号の俸給月額の改定案等について

裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定は、従前より、人事院勧告を受けて行われる一般の政府職員の俸給表の改定に準じて行っているところであり、具体的には、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額と一般の政府職員の俸給月額との対応関係を定め、各対応する俸給月額と同じ改定率で改定額を定めているところである（これを「対応金額スライド方式」と呼んでいる。平成 18 年度の給与構造改革により、一般の政府職員の俸給表における職務の級の統合や号俸のカット等が行われたが、従前から対応する一般の政府職員の俸給月額の改定率と同様の改定率で改定する措置をとっている。）。

判事補 11 号の報酬月額及び検事 19 号の俸給月額についても、従前どおり、対応金額スライド方式により定めたものである（詳細は別紙のとおり）。判事補 11 号の報酬月額及び検事 19 号の俸給月額が判事補 10 号の報酬月額及び検事 18 号の俸給月額より引上額が小さくなっているが、飽くまで同方式に従って算出した結果であり、本年の人事院勧告を前提とした行政職俸給表（一）の改定においても、低位号俸の引上額と上位号俸の引上額とが逆転している場合（2 級 77 号俸等）がみられるとおり、人事院勧告もおよそそのような逆転を許さないとするものではないと考えられることから、人事院勧告の趣旨に反するものではないものと考えている。

2 初任層に係る改定額について

今回、一般の政府職員の初任層（行政職俸給表（一）1 級 25 号俸（一般職試験（大卒））、2 級 1 号俸（総合職試験（大卒））より低位号俸）は 1500 円の引上額となっているが、裁判官の報酬月額は行政職俸給表（一）3 級 1 号俸以上、

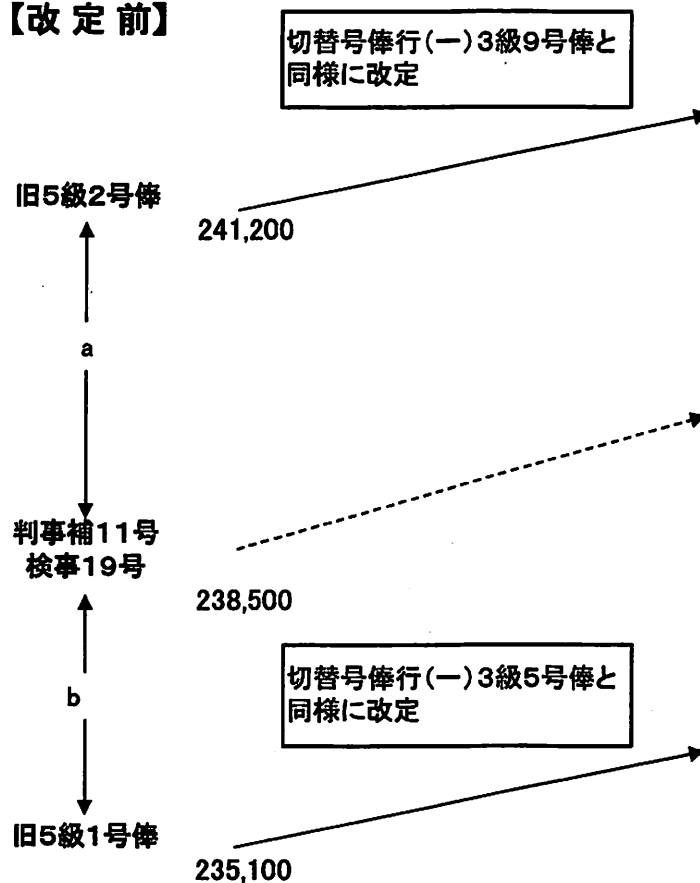
検察官の俸給月額は行政職俸給表（一）２級９号俸以上に対応しており、一般の政府職員の初任層の俸給月額に対応する裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額はない。

以上

(別紙)

判事補11号の報酬月額
検事19号の俸給月額 について

【改定前】



【改定後】



$$a : b = a' : b'$$

改定後の判事補11号・検事19号の額

$$\begin{aligned} & 236,100 + (a' + b') * b / (a + b) \\ = & 236,100 + 6,000 * 3,400 / 6,100 \\ = & 239,400 \quad (100円未満四捨五入) \end{aligned}$$

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

用例集

附則関係..... 1 ページ

理由関係..... 2 ページ

【附則関係（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案）】

附則第一項の例

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十二号）

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

附則第二項の例

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十二号）

附則

（給与の内払）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報

酬その他の給与（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百二十九号）附則第三条の規定に基づいて支給された報酬を含む。）は、新法の規定による報酬を含む。）の内払とみなす。

【附則関係（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案）】

附則第一項の例

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十三号）

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

附則第二項の例

○ 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十三号）

附 則

（給与の内払）

2

新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十号）附則第三条の規定に基づいて支給された俸給及び地域手当を含む。）は、新法の規定による俸給その他の給与（同条の規定による俸給及び地域手当を含む。）の内払とみなす。

【「理由」関係（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案）】

○ 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（平成二十九年・第百九十五回国会提出）

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

【「理由」関係（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案）】

○ 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（平成二十九年・第百九十五回国会提出）

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。